

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

夕張市立夕張中学校 令和8年（2026年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の中の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

夕張中学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧下さい。

- ・夕張市立夕張中学校は、いじめの未然防止、早期発見、早期解決を図るため、「学校いじめ防止対策基本方針」を策定する。
- ・この方針では、「いじめ防止対策の組織」「いじめ防止に関する研修の実施」「いじめの早期発見の方策」「いじめ解消を目指す生徒指導の進め方」「いじめ防止対策基本方針の評価」及び「学校のいじめ防止をサポートする関係者・関係機関との連携」等の基本事項を定める。
- ・この方針を誠実に実施することにより、いじめ防止を総合的かつ効果的に推進し、生徒一人一人の尊厳を保持するとともに、生徒同士が互いのよさを認め合い、支え合い、楽しく有意義な学校生活をおくることができる環境をつくり上げる。

夕張学校
いじめ対策組織
の役割や活動

<いじめ防止対策委員会構成員>

- ・校長 ・教頭 ・生徒指導主事 ・各学年生徒指導担当教諭
 - ・養護教諭 ・スクールカウンセラー（来校時）
- ※必要に応じて、教務主任、研修係等を参加させることができる。

<年間の活動>

- ・定期的（年間2回：6月、11月）な教育相談の実施
- ・いじめアンケート等を実施
- ・定期的な教職員間の情報共有
- ・スクールカウンセラーによる相談の調整 等

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

<居場所づくり>

- ・携帯安全教室の実施
- ・長期休業中の補足的な学習会の実施 等

<絆づくり>

- ・生徒会主催のイエローリボン活動の実施
- ・生徒会主催の絆づくり・いじめ撲滅集会の実施
- ・ファミスタ・ウィークと関連付けたノーマディア・デーの推奨 等

<環境づくり>

- ・生徒会主催のいじめ防止啓発標語の募集・掲示
- ・地域環境の整備活動タ中クリーンデーの実施 等

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和8年度の夕張中学校のいじめ対策委員会担当は、生徒指導主事の赤川教諭です。

連絡先 0123-59-7340（学校代表電話）

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電 話）	0120-3882-56	毎日 24 時間
（メー ル）	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター（電 話）	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9～12 時 13～17 時
（メー ル）	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	
空知教育局教育相談電話（電 話）	0126-22-3912	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ

